審第４３４１号－１
答 申 第 ３ ９ ８ 号
令和８年１０月３０日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

千葉県個人情報保護審議会
会 長　石 井　徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和７年１２月４日付け○○児第○○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第３６７号

令和７年１０月３１日付けで審査請求人から提起された、令和７年８月２８日付け○○児第○○号の１で行った保有個人情報開示決定及び同日付け○○児第○○号の２で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第３６７号

答　　申

１　審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和７年８月２８日付け○○児第○○号の１で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定１」という。）及び同日付け○○児第○○号の２で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定２」といい、本件決定１と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

２　審査請求の経緯

（１）審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和７年６月２７日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第７６条第２項の規定により、「①○○が、千葉県○○児童相談所へ通告が入った内容の記録。（通告者ではなく、通告の内容）②○○が、千葉県○○児童相談所の職員（児童福祉司、児童心理司）に話をした内容、面接を実施した内容の記録全て。（千葉県○○児童相談所が関り始めた時から、○○年○○月○○日までの期間及び退所後毎月１回の通所面接）③○○が、千葉県○○児童相談所において一時保護中に実施した心理検査、医学診断及び診療内容の記録の全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（２）実施機関は、本件開示請求に対し、法第８３条第２項の規定により、令和７年８月７日付け○○児第○○号で開示決定等の期間を延長した。

（３）実施機関は、本件開示請求に対し、別表１に掲げる２３件の行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表の「審議会による名称」によって特定する。）に記録された保有個人情報を特定し、本件文書１から２２までについてはその一部を不開示とする本件決定１を行うとともに、本件文書２３については開示することにより児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由により、その全部を不開示とする本件決定２を行った。

（４）審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し、令和７年１０月３１日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（５）実施機関は、本件審査請求を受けて、法第１０５条第３項による読み替え後の同条第１項の規定により、令和７年１２月４日付け○○児第○○号で審議会に諮問した。

３　審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）本件審査請求の趣旨

本件決定のうち一部を不開示とした処分を取り消す旨の裁決を求める。

（２）本件審査請求の理由

不開示とされた部分は、いずれも個人情報保護法第７８条１項七号の柱書に該当しないから、開示されるべきである。

４　実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

（２）処分の内容及び理由

ア　処分の内容

（ア）保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件文書１から２２までの２２件について部分開示決定、本件文書２３の１件について不開示決定を行った。

（イ）行政文書の内容

本件文書１は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関等とのやり取りを記載した文書である。

本件文書２は、本件児童に係る相談内容について児童相談所が関係機関等とのやり取りを基に作成した文書である。

本件文書３は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した文書である。

本件文書４は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関等とのやり取りを記載した文書である。

本件文書５は、本件児童に係る相談内容について児童相談所が関係機関等とのやり取りを基に作成した文書である。

本件文書６は、本件児童に係る相談内容について児童相談所と関係機関等とのやり取りを記載した文書である。

本件文書７は、本件児童に係る相談内容について児童相談所が関係機関等とのやり取りを基に作成した文書である。

本件文書８は、児童相談所が本件児童に対して実施した面接の記録である。

本件文書９は、児童相談所が本件児童に対して実施した面接の記録及び面接時に作成された文書である。

本件文書１０は、児童相談所が本件児童に対して実施した面接の記録及び面接時に作成された文書である。

本件文書１１は、本件児童が職員との面接において作成した文書である。

本件文書１２は、本件児童が職員との面接において作成した文書である。

本件文書１３は、本件児童が職員との面接において作成した文書である。

本件文書１４は、本件児童が職員との面接において作成した文書である。

本件文書１５は、本件児童が職員との面接において作成したジェノグラムである。

本件文書１６は、児童心理司が本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。

本件文書１７は、担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たり必要な情報を記載した文書である。

本件文書１８は、児童精神科医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。

本件文書１９は、小児科医師が本件児童の状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した文書である。

本件文書２０は、本件児童が一時保護中に医療機関を受診した際の記録及びその結果についての記録である。

本件文書２１は、本件児童の通院状況についての記録である。

本件文書２２は、本件児童との面接や記録者の観察による本件児童の様子・所見、関係機関等とのやり取り等を記録した文書である。

本件文書２３は、児童相談所が本件児童に対して実施した心理検査に関する検査用紙、記録である。

イ　処分の理由（不開示部分及びその理由について）

（ア）本件文書１について

本件文書１中、通告、送致又は依頼者（経路）の記載がある部分、主訴の記載がある部分の１行目１文字～２行目９文字目、２行目３７文字目以降、経路詳細、安全確認の記載がある部分、余白部分担当者

のメモが記載されている部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等の名称や関係機関等から得た情報が記載されているものであるが、児童相談所は児童虐待の通告者を特定させる情報を漏らしてはならない（児童虐待防止法第７条）ことから、関係機関等が児童相談所に通告・相談をする場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（イ）本件文書２について

本件文書２中、虐待の状況内容が記載された部分のうち、２行目１文字～３行目１０文字目、３行目３９文字目以降、情報源が記載された部分のうち、チェック欄、氏名・機関名の記載がある部分、決定、次回報告日、緊急度ランク、４８H除外、調査事項／方法のうち記載がある部分・チェック欄については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該箇所を不開示としたものである。また、決定通知書には明確に記載していないが、同文書中安全確認の記載がある部分についても、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等から得た情報が記載されているものであるが、通常、関係機関等が児童相談所に相談等をする場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に情報を提供するものであるから、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、当該不開示部分には児童相談所による判断の内容が記載されており、開示されることで判断の適否をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、児童相談所の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、判断基準が公になることで、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ウ）本件文書３について

本件文書３中、２行目４文字～４行目２２文字目、５行目９文字目

以降、１枚目２４行目以降については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には関係機関から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（エ）本件文書４について

本件文書４中、受付年月日の記載がある部分、児童情報のうち、氏名・フリガナ・性別・生年月日、所属の記載がある部分以外全部、通告、送致又は依頼者（経路）、統計分類の記載がある部分、主訴の記載がある部分、家庭状況・同居者等のうち、続柄、氏名、生年月日の記載がある部分を除く全部、種別（変更経過）のうち、種別、種別詳細の記載がある部分、経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等の名称や関係機関等から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関等に調査を行った場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであり、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（オ）本件文書５について

本件文書５中、１ページ目・２ページ目のうち、項目、対応職員名の記載を除く全部、３ページ目のうち、会議実施日、虐待種別のチェック欄、余白メモ、対応のチェック欄、次回報告日、緊急度ランク、調査事項／方法のうち記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等から得た情報等が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関等に調査を行った場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に

調査に協力するものであるから、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、当該不開示部分には児童相談所による判断の内容が記載されており、開示されることで判断の適否をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、児童相談所の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、判断基準が公になることで、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（カ）本件文書６について

本件文書６中、受付年月日の記載がある部分、児童情報のうち、氏名・フリガナ・性別・生年月日、所属の記載がある部分以外全部、通告、送致又は依頼者（経路）、統計分類の記載がある部分、主訴の記載がある部分、家庭状況・同居者等のうち、続柄、氏名、生年月日の記載がある部分を除く全部、種別（変更経過）のうち、種別、種別詳細の記載がある部分、経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認の記載がある部分、添付資料１枚については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。また、決定通知書には明確に記載していないが、会議年月日の記載がある部分についても、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等の名称や関係機関等から得た情報が記載されているものであるが、児童相談所は児童虐待の通告者を特定させる情報を漏らしてはならない（児童虐待防止法第７条）ことから、関係機関等が児童相談所に通告・相談等をする場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に情報を提供するものであり、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（キ）本件文書７について

本件文書７中、受付年月日の記載がある部分、通告形態の記載があ

る部分、子どもの情報が記載された部分のうち、氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載された部分以外全部、虐待の状況内容が記載された部分、情報源が記載された部分のうち、チェック欄、児童及び家族の状況のうち、家族構成（続柄、氏名、生年月日）が記載された部分以外全部、氏名・機関名の記載がある部分、緊急受理会議実施日、決定、緊急度ランク、調査事項／方法のうち記載がある部分・チェック欄、子ども虐待相談・通告受付票のうち、２ページ目のうち、会議実施日、虐待種別のチェック欄、余白メモ、対応のチェック欄、次回報告日、緊急度ランク、調査事項／方法のうち記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等から得た情報が記載されているものであるが、通常、関係機関等が児童相談所に相談等をする場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に情報を提供するものであるから、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあること、また、当該不開示部分には児童相談所による判断の内容が記載されており、開示されることで判断の適否をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、児童相談所の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、判断基準が公になることで、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ク）本件文書８について

本件文書８中、２行目５～１１文字目、４行目以降の記録のうち、発言者の表示、入退室状況が記載された部分を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童との面談の内容が記載されているものであるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該面談については本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で実施されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、

今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（ケ）本件文書９について

本件文書９中、１ページ４行目～２２ページ２２行目のうち、発言者の表示、面接者入退室状況が記載された部分を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童との面接の内容が記載されたものであるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該面接については本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で実施されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、２２ページ２３行目２４文字～２６行目３０文字目、面接時作成資料６枚のうち、日付、面接者、本児氏名の記載がある部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は面接において担当職員が説明事項を読み上げた際の記録及び面接の中で本件児童が作成した資料であり、児童相談所による調査手法が記載されていることから、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（コ）本件文書１０について

本件文書１０中、１ページ１０行目～１４ページ２６行目のうち、発言者の表示、面接者入退室状況が記載された部分を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童との面談の内容が記載された記録及び面談において作成された文書であるが、本件開示請求が未成

年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該面談については本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で実施されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、１４ページ２８行目３文字～３０行目４０文字目、面接時作成資料１１枚のうち、日付、面接者、本児氏名、作成時点の記載がある部分以外全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は面接において担当職員が説明事項を読み上げた際の記録及び面接の中で本件児童が作成した資料であり、児童相談所による調査手法が記載されていることから、開示することにより調査手法が公になり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（サ）本件文書１１について

本件文書１１中、掲題、文書作成日、本児氏名の記載を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童が児童相談所職員との面談の中で作成した文書であるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で作成されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（シ）本件文書１２について

本件文書１２中、掲題、文書作成日、本児氏名の記載を除く全部に

ついては、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童が児童相談所職員との面談の中で作成した文書であるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に対して開示されることを了知しない中で作成されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（ス）本件文書１３について

本件文書１３中、作成日付、文書名、本児氏名が記載された部分を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童が児童相談所職員との面談の中で作成した文書であるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で作成されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（セ）本件文書１４について

本件文書１４中、作成日付、文書名、本児氏名が記載された部分を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童が児童相談所職員との面談の中で作成した文書であるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で作成されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求

人に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（ソ）本件文書１５について

本件文書１５中、作成日付、文書名、本児氏名が記載された部分を除く全部については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は本件児童が児童相談所職員との面談の中で作成した文書であるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に開示することを了知しない中で作成されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（タ）本件文書１６について

本件文書１６のうち、心理診断票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち１行目、２行目４４文字～３行目７文字目、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目１６～３６文字目、４行目９文字目以降、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目２３～３６文字目、４行目９文字目以降、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目２３～３６文字目、心理診断票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目１５文字目以降、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目２２文字目以降、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目１９文字目以降、心理診断票のうち、心理検査結果、○○について、医療管理など、状態像、所見が記載された部分、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、発達の経過のうち、１行目１～４０文

字目、２行目２０文字～３行目２６文字目、３３文字～５行目１２文字目、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、４行目９文字目以降、心理診断票（○○．○○．○○）のうち、発達の経過のうち、項目６～１０文字目、１行目１～３３文字目、２行目１０～３行目２文字目、３行目１１文字～４行目１１文字目については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は児童心理司が本件児童を診断した結果や評価、診断に必要な本件児童に関する情報が記載されているものであり、開示することにより児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するようになり、公正な判断ができなくなるおそれがあること、また、開示することで評価の際の着眼点が明らかになり、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（チ）本件文書１７について

本件文書１７中、１から２ページ目診察依頼票のうち、２ページ目最下行を除く部分のうち、児童名、年齢、主訴のうち２行目５文字～１９文字目、２行目４１文字～３行目５文字目、３行目１５文字～３８文字目の記載がある部分以外全部、３ページ目添付文書のうち、項目以外の記載がある部分全部については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は担当者が医師に本件児童の診察を依頼するに当たって必要となる担当者の評価等を記載したものであり、開示することで評価の際の着眼点や診断の技法が明らかになり、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあること、また、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇し、記載内容が形骸化して公正な判断ができなくなるなど適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、適正な法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、２ページ目最下行のうち、診察医名の記載がある部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には診断をした医師の名前が記載されていることから、これを開示することで開示請求者以外の個人である当該医師の権利利益を害するおそれがあることや、当該医師との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ツ）本件文書１８について

本件文書１８中、所見の記載がある部分、経過・現症のうち、１５行目以降については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には医師が本件児童を診断した結果等に係る情報が記載されているものであり、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、医師が本件児童を評価する際の着眼点が明らかになることで、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、適正な診断が行えなくなるなど業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、経過・現症のうち、２行目１文字目～３行目３文字目、４行目１～１０文字目、９行目２３文字目～４１文字目、１０行目７文字目～１６文字目については、決定通知書において法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものと記載しているが、これを次のとおり改める。同文書中、経過・現症のうち、２行目１文字目～３行目３文字目、４行目１～１０文字目、９行目２３文字目～４１文字目、１０行目７文字目～１６文字目については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分は関係機関等から得た情報が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関等に調査を行った場合、関係機関等はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条

第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、経過・現症のうち、５行目１文字目～８行目については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童との面談の中で得た情報が記載されており、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に対して開示されることを了知しない中で作成されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、２ページ目最下行のうち、診察医名の記載がある部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には診断をした医師の名前が記載されていることから、これを開示することで開示請求者以外の個人である当該医師の権利利益を害するおそれがあることや、当該医師との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（テ）本件文書１９について

本件文書１９中、余白に医師のメモが記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には医師が本件児童を診断した結果等に係る情報が記載されているものであり、開示することにより当該医師に対し診断内容をめぐって疑義が提出され、混乱が生じ、医師と児童相談所の信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、医師が本件児童を評価する際の着眼点が明らかになることで、今後、審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして

客観的な評価が妨げられる結果、適正な診断が行えなくなるなど業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、最下行のうち、診察医名の記載がある部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には診断をした医師の名前が記載されていることから、これを開示することで開示請求者以外の個人である当該医師の権利利益を害するおそれがあることや、当該医師との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ト）本件文書２０について

本件文書２０のうち、１枚目のうち、医療機関の住所、医療機関名、医師氏名、電話番号、領収印の記載がある部分、２枚目のうち、医師氏名の記載がある部分、４枚目のうち、医師氏名の記載がある部分、５枚目のうち、医師氏名、予約票発行者氏名、医療機関名の記載がある部分、６枚目のうち、依頼医氏名の記載がある部分、７枚目のうち、依頼医氏名の記載がある部分、８枚目のうち、医療機関所在地、医療機関名、担当医氏名、電話番号の記載がある部分、８枚目のうち、【来院までの経過】うち、９行目３文字～１３文字目、９枚目のうち、依頼医氏名、余白に医療機関名のメモが記載された部分、１０枚目のうち、薬局名、所在地、電話番号の記載がある部分については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には医療機関名や診断をした医師の名前、関係機関の職員名、医療機関の情報が記載されており、これを開示することで開示請求者以外の個人である医師の権利利益を害するおそれがあることや、当該医療機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、１枚目のうち、患者番号の記載がある部分、５枚目のうち、患者ＩＤ、コメントの記載がある部分、６枚目のうち、患者ＩＤ、オーダー番号の記載がある部分、７枚目のうち、患者ＩＤ、オーダー番号の記載がある部分、８枚目のうち、患者ＩＤの記載がある部分、９枚目のうち、患者ＩＤ、オーダー番号の記載がある部分、

１０枚目のうち、電子お薬手帳用ＱＲコードが記載された部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童が一時保護中に受診した医療機関の固有の情報が記載されており、これを開示することで当該医療機関が特定され、診察内容や診断結果をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、当該医療機関の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすことで相手方との信頼関係が損なわれ、今後児童相談所業務への円滑な協力が得られなくなるおそれがあること、また、今後医師が関係者の意向を考慮することで記載内容が形骸化し、児童相談所において必要な情報が把握できなくなるおそれがあり、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、８枚目のうち、（来院までの経過）のうち、４行目１０文字～５行目、（本人談）の記載がある部分、【所見】６行目２７文字～７行目２８文字目については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童との面談の中で得た情報が記載されているものであるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該面談については本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者に対して開示されると了知しない中で実施されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、今後本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

（ナ）本件文書２１について

本件文書２１中、病院名の記載がある部分については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童が一時保護中に受診した医療機関の名称が記載されており、これを開示することで当該医療機関等との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行わ

れないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるため、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（ニ）本件文書２２について

本件文書２２中、○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目２～７文字目、３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目２～７文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目１０～２１文字目、１５行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目１～１３文字目、１８～２１文字目、２行目１～４文字目、６行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目２～９文字目、４行目２～４文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目２～９文字目の記録については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分は、関係機関の名称や関係機関の職員名、同機関から得た情報や関係機関とのやりとり等が記載されているものであるが、通常、児童相談所が関係機関に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提に調査に協力するものであるから、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の連携・協力が円滑に行われないなど児童相談所の事務の適正な遂行が阻害されるおそれがあるので、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

また、同文書中、○○．○○．○○　○○：○○の記録１行目２～７文字目、２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録６行目・○○．○○．○○　○○：○○②の記録・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～３行目、６行目１～６文字目、３７文字～７行目１６文字目、１４行目３３～３９文字目、１５行目３１～３６文字目、２０行目１４～２０文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３行目１４文字～３４文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～３行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３～７行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録４行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３行目については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には児童相談所による判断、評価、評価の際の着眼点、内部での協議の内容が記載されており、開示されることで判断の適否をめぐって疑義が提出される等により混乱が生じ、児童相談所の業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、評価の際の着眼点が明らかになり、今後、審査請求人又は

本件児童が自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれがあること、さらに、児童相談所による調査手法が記載されており、開示することにより調査手法が公になり、将来の同種の事務の目的が達成できなくなることで児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

さらに、同文書中、○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○①の記録３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○②の記録２～６行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～４行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～１６行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～５行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～１９行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録６行目１～６文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録５行目２７文字～８行目３１文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目２７文字～５行目１６文字目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録６行目１５文字目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録４行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録４行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録５～１８行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録４～２４行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～１０行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録４～２３行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～２３行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３～２１行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～８行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～１９行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２～１４行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３～２１行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録３～２０行目・○○．○○．○○の記録３～１３行目・○○．○○．○○の記録３～２６行目については、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものとして、当該部分を不開示としたところである。

これを詳述すると、当該不開示部分には本件児童との面談や検査の内容が記載されているものであるが、本件開示請求が未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該面談や検査については本件児童がその内容を審査請求人はじめ第三者へ開示されると了知しない中で実施されたものであることから、これを開示することにより、その内容が審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれがあること、また、本件児童と児童相談所の信頼関係が損なわれ、本件児童が児童相談所に意向を話さなくなる結果、適切な援助方針の決定という児童相談所業務の目的が達成できなくなるおそれがあり、児童相談所の適正な業務の遂行が阻害されるおそれがあることから、法第７８条第１項第１号及び第７号柱書に該当するものである。

加えて、同文書中、○○．○○．○○　○○：○○②の記録１４～１６行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録７行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１９行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録１２行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録３行目以降・○○．○○．○○　○○：○○の記録２３行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録１１行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２１行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録１６行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２４行目・○○．○○．○○　○○：○○の記録２２行目以降・○○．○○．○○の記録１５行目・○○．○○．○○の記録２８行目については、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものとして当該部分を不開示としたものである。

これを詳述すると、当該不開示部分には開示請求者である本件児童以外の個人に関する情報や関係機関・第三者とのやりとりの記録、相手方から得た情報が記載されており、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあること、また、相手方との信頼関係が損なわれ児童相談所への円滑な協力が得られなくなるなど、児童相談所業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、さらに、担当者が相手方を評価した記録や面接においての着眼点が記載されており、開示することにより、今後児童相談所職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあることから、法第７８条第１項第２号及び第７号柱書に該当するものである。

（ヌ）本件文書２３について

本件文書２３については、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものとして同文書を不開示としたものである。

これを詳述すると、同文書は児童相談所が本件児童に行った心理検査に関する検査用紙や検査の記録であり、心理検査の内容や結果、それに対する担当者の評価等が記載されているものであるが、これを開示すると、当該内容や結果、評価に対して疑義が提出されるなど児童相談所業務の適正な遂行に混乱が生じるおそれがあること、また、判断基準等が公になることで、今後審査請求人又は本件児童が自分に有利な結果を得るために取り繕うなどして客観的な評価が妨げられる結果、公正な判定が困難になり、業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第７８条第１項第７号柱書に該当するものである。

（３）弁明の内容について

審査請求人は、「千葉県知事が審査請求人に対して行い、令和７年８月２８日付け○○児第○○号の１、２により通知した保有個人情報開示決定のうち一部を不開示とした処分を取り消すとの裁決を求める」旨主張する。また、その理由として、「不開示とされた部分は、いずれも個人情報保護法第７８条１項七号の柱書に該当しないから、開示されるべきである」旨述べている。

しかしながら、本件決定においては法第７８条の規定に基づき開示すべき範囲について適正に開示を行っていることから、審査請求人の主張は当所が不開示部分を開示する理由にはならない。

５　審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア　実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ　審査請求人は、前記３（１）のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）保有個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア　本件文書について

本件文書１から２３までの内容は、前記４（２）ア（イ）のとおりであると認められる。

イ　不開示情報について

実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表２の「番号」（以下、単に「番号」という。）１から９９までのとおりであり、それぞれの不開示理由は、別表２の「実施機関の不開示理由」のとおりである。

ウ　不開示情報該当性について

（ア）審議会による分類について

審議会として、番号１から９９までの情報について、次に掲げるとおりに分類した。

ａ　本件児童の面接の内容等に関する情報（番号４１、４２、４６、５０から５４まで及び９７。以下「面接内容等情報」という。）

ｂ　本件児童以外の個人に関する情報（番号９８。以下「第三者個人情報」という。）

ｃ　児童相談所と関係機関や第三者とのやり取りに関する情報（番号１から７まで、１０から１９まで、２１から３７まで及び６６から９５まで。以下「関係機関等情報」という。）

ｄ　児童相談所による判断基準や調査手法等に関する情報（番号８、９、２０、３８から４０まで、４３から４５まで、４７から４９まで及び９９。以下「判断・調査等情報」という。）

ｅ　児童相談所による評価、判断内容等に関する情報（番号５５から６５まで及び９６。以下「評価等情報」という。）

（イ）面接内容等情報について

面接内容等情報は、面接において本件児童が話した内容等に係る情報であると認められる。

本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行った開示請求であるところ、当該情報は、これを本件児童以外の者に開示すると、本件児童の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第１号に該当し、不開示が相当である。

（ウ）第三者個人情報について

第三者個人情報は、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外の特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第２号に該当し、不開示が相当である。

（エ）関係機関等情報について

関係機関等情報は、児童相談所と関係機関や第三者とのやり取りの内容に関する情報、やり取りの相手方から得た情報であると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（オ）判断・調査等情報について

判断・調査等情報は、児童相談所による判断基準、又は記載されている内容から判断基準が推測できるもの、児童相談所による調査手法等に関する情報であると認められる。

当該情報を開示すると、児童相談所の判断基準や調査手法等が公になり、適正な業務の遂行が阻害されたり、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして客観的な評価が妨げられたりするなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（カ）評価等情報について

評価等情報は、児童相談所や担当者による評価、判断内容、児童心理司や医師による診断結果等に関する情報であると認められる。

当該情報を開示すると、評価等の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなるなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第７８条第１項第７号に該当し、不開示が相当である。

（４）結論

以上のことから、「１　審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６　附言

（１）実施機関が本件決定において審査請求人に開示した情報の一部には、開

示すると児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼし得るものが含まれている。このような、本来開示すべきでない情報を開示したことは、不適切である。

（２）本件決定で不開示とした情報のうち一部については、保有個人情報開示決定通知書に不開示部分及び不開示理由の記載がなかった。決定通知書において不開示部分及び不開示理由の記載をしないことは、開示請求者の権利を損なうものであり、不適切である。

（３）実施機関においては、今後、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

７　審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審　議　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
令和７年１２月　４日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和８年　９月２４日	審議（令和８年度第５回第２部会）
令和８年１０月２２日	審議（令和８年度第６回第２部会）

千葉県個人情報保護審議会第２部会

別表１

番号	行政文書の件名	審議会による名称
１	相談受付票①（○○．○○．○○）	本件文書１
２	子ども虐待相談・通告受付票	本件文書２
３	○○．○○．○○（○○）○○：○○資料	本件文書３
４	相談受付票②	本件文書４
５	受理受付票	本件文書５
６	相談受付票③・添付資料	本件文書６
７	子ども虐待相談・通告受付票	本件文書７
８	初期調査面接記録（○○．○○．○○）	本件文書８
９	面接記録（○○．○○．○○）・面接時作成資料	本件文書９
１０	面接記録（○○．○○．○○）・面接時作成資料	本件文書１０
１１	平日スケジュール	本件文書１１
１２	休日スケジュール	本件文書１２
１３	○○．○○．○○面接時作成文書	本件文書１３
１４	○○．○○．○○面接時作成文書	本件文書１４
１５	○○．○○．○○作成ジェノグラム	本件文書１５
１６	心理診断票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）	本件文書１６
１７	精神科診察依頼票・添付文書	本件文書１７
１８	医学診断票（児童精神科）	本件文書１８
１９	医学診断票（小児科）	本件文書１９
２０	医療受診関係記録	本件文書２０
２１	治療通院記録	本件文書２１
２２	経過記録	本件文書２２
２３	検査用紙・検査記録４９枚	本件文書２３

別表２

番号	行政文書	文書名	不開示部分	実施機関の不開示理由	審議会による区分
1	本件文書１	相談受付票	通告、送致又は依頼者（経路）の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
2			主訴の記載がある部分の１行目１文字～２行目９文字目、２行目３７文字目以降		
3			経路詳細、安全確認の記載がある部分		
4			余白部分担当者のメモが記載されている部分		
5	本件文書２	子ども虐待相談・通告受付票	虐待の状況内容が記載された部分のうち、２行目１文字～３行目１０文字目、３行目３９文字目以降	第７号	関係機関等情報
6			情報源が記載された部分のうち、チェック欄		
7			氏名・機関名の記載がある部分		
8			決定、次回報告日、緊急度ランク、４８H除外、調査事項／方法のうち記載がある部分・チェック欄		判断・調査等情報
9			安全確認の記載がある部分		
10	本件文書３	資料	２行目４文字～４行目２２文字目、５行目９文字目以降	第７号	関係機関等情報
11			１枚目２４行目以降		
12	本件文書４	相談受付票	受付年月日の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
13			児童情報のうち、氏名・フリガナ・性別・生年月日、所属の記載がある部分以外全部		
14			通告、送致又は依頼者（経路）、統計分類の記載がある部分		
15			主訴の記載がある部分		

16	本件文書4	相談受付票	家庭状況・同居者等のうち、続柄、氏名、生年月日の記載がある部分を除く全部	第７号	関係機関等情報
17			種別（変更経過）のうち、種別、種別詳細の記載がある部分		
18			経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認の記載がある部分		
19	本件文書5	受理受付票	１ページ目・２ページ目のうち、項目、対応職員名の記載を除く全部	第７号	関係機関等情報
20			３ページ目のうち、会議実施日、虐待種別のチェック欄、余白メモ、対応のチェック欄、次回報告日、緊急度ランク、調査事項／方法のうち記載がある部分		判断・調査等情報
21	本件文書6	相談受付票	受付年月日の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
22			児童情報のうち、氏名・フリガナ・性別・生年月日、所属の記載がある部分以外全部		
23			通告、送致又は依頼者（経路）、統計分類の記載がある部分		
24			主訴の記載がある部分		
25			家庭状況・同居者等のうち、続柄、氏名、生年月日の記載がある部分を除く全部		
26			種別（変更経過）のうち、種別、種別詳細の記載がある部分		
27			会議年月日の記載がある部分		
28			経路詳細、虐待種別、虐待者、安全確認の記載がある部分		
29		添付資料	全部		
30	本件文書7	子ども虐待相談・通告受付票	受付年月日の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
31			通告形態の記載がある部分		
32			子どもの情報が記載された部分のうち、氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載された部分以外全部		
33			虐待の状況内容が記載された部分		

34	本件文書7	子ども虐待相談・通告受付票	情報源が記載された部分のうち、チェック欄	第７号	関係機関等情報
35			児童及び家庭の状況のうち、家族構成（続柄、氏名、生年月日）が記載された部分以外全部		
36			関わりのある機関		
37			氏名・機関名の記載がある部分		
38			緊急受理会議実施日、決定、緊急度ランク、調査事項／方法のうち記載がある部分・チェック欄		判断・調査等情報
39			２ページ目のうち、会議実施日、虐待種別のチェック欄、余白メモ、対応のチェック欄、次回報告日、緊急度ランク、調査事項／方法のうち記載がある部分		
40	本件文書8	初期調査面接記録	２行目５～１１文字目	第１号及び第７号	判断・調査等情報
41			４行目以降の記録のうち、発言者の表示、入退室状況が記載された部分を除く全部		面接内容等情報
42	本件文書9	面接記録	１ページ４行目～２２ページ２２行目のうち、発言者の表示、面接者入退室状況が記載された部分を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
43			タイトル部分の２文字～５文字目	第７号	判断・調査等情報
44			２２ページ２３行目２４文字～２６行目３５文字目		
45		面接時作成資料	日付、面接者、本児氏名の記載がある部分以外全部		
46	本件文書10	面接記録	１ページ１０行目～１４ページ２６行目のうち、発言者の表示、面接者入退室状況が記載された部分を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
47			１ページ１行目６文字～９文字目、４行目１文字目～７文字目	第７号	判断・調査等情報
48			１４ページ２８行目３文字～３０行目４０文字目		

49	本件文書10	面接時作成資料	日付、面接者、本児氏名、作成時点の記載がある部分以外全部	第７号	判断・調査等情報
50	本件文書11	平日スケジュール	掲題、文書作成日、本児氏名の記載を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
51	本件文書12	休日スケジュール	掲題、文書作成日、本児氏名の記載を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
52	本件文書13	面接時作成文書	作成日付、文書名、本児氏名が記載された部分を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
53	本件文書14	面接時作成資料	作成日付、文書名、本児氏名が記載された部分を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
54	本件文書15	ジェノグラム	作成日付、文書名、本児氏名が記載された部分を除く全部	第１号及び第７号	面接内容等情報
55	本件文書16	心理診断票	心理診断票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、１行目、２行目４４文字～３行目７文字目	第７号	評価等情報

56	本件文書16	心理診断票	心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目１６～３６文字目、４行目９文字目以降	第７号	評価等情報
57			心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目２３～３６文字目、４行目９文字目以降		
58			心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目２３～３６文字目		
59			心理診断票（○○．○○．○○、○○．○○．○○、○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目１５文字目以降		
60			心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目２２文字目以降		
61			心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、２行目１９文字目以降		
62			心理検査結果、○○について、医療管理など、状態像、所見が記載された部分		
63			心理診断票（○○．○○．○○）のうち、発達の経過のうち、１行目１～４０文字目、２行目２０文字～３行目２６文字目、３５文字～５行目１２文字目		
64			心理診断票（○○．○○．○○）のうち、主訴が記載された部分のうち、４行目９文字目以降		

65	本件文書16	心理診断票	心理診断票（○○．○○．○○）のうち、発達の経過のうち、項目７～１１文字目、１行目１～３３文字目、２行目１０文字～３行目２文字目、３行目１１文字～４行目１１文字目	第７号	評価等情報
66	本件文書17	精神科診察依頼票	２ページ目最下行を除く部分のうち、児童名、年齢、主訴のうち２行目５文字～１９文字目、２行目４１文字～３行目５文字目、３行目１５文字～３８文字目の記載がある部分以外全部	第７号	関係機関等情報
67			２ページ目最下行のうち、診察医名の記載がある部分	第２号及び第７号	
68		添付文書	項目以外の記載がある部分全部	第７号	
69	本件文書18	医学診断票（児童精神科）	所見の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
70			経過・現症のうち、１５行目以降		
71			経過・現症のうち、２行目１文字目～３行目３文字目、４行目１～１０文字目、９行目２３文字目～４１文字目、１０行目７文字目～１６文字目		
72			経過・現症のうち、５行目１文字目～８行目	第１号及び第７号	
73			２ページ目最下行のうち、診察医名の記載がある部分	第２号及び第７号	
74	本件文書19	医学診断票（小児科）	余白に医師のメモが記載された部分	第７号	関係機関等情報
75			最下行のうち、診察医名の記載がある部分	第２号及び第７号	
76	本件文書20	医療受診関係記録	１枚目のうち、医療機関の住所、医療機関名、医師氏名、電話番号、領収印の記載がある部分	第２号及び第７号	関係機関等情報
77			２枚目のうち、医師氏名の記載がある部分		

78	本件文書20	医療受診関係記録	４枚目のうち、医師氏名の記載がある部分	第２号及び第７号	関係機関等情報
79			５枚目のうち、医師氏名、予約票発行者氏名、医療機関名の記載がある部分		
80			６枚目のうち、依頼医氏名の記載がある部分		
81			７枚目のうち、依頼医氏名の記載がある部分		
82			８枚目のうち、医療機関所在地、医療機関名、担当医氏名、電話番号の記載がある部分		
83			８枚目のうち、【来院までの経緯】うち、９行目３文字～１３文字目		
84			９枚目のうち、依頼医氏名、余白に医療機関名のメモが記載された部分		
85			１０枚目のうち、薬局名、所在地、電話番号の記載がある部分		
86			１枚目のうち、患者番号の記載がある部分	第７号	
87			５枚目のうち、患者ＩＤ、コメントの記載がある部分		
88			６枚目のうち、患者ＩＤ、オーダー番号の記載がある部分		
89			７枚目のうち、患者ＩＤ、オーダー番号の記載がある部分		
90			８枚目のうち、患者ＩＤの記載がある部分		
91			９枚目のうち、患者ＩＤ、オーダー番号の記載がある部分		
92			１０枚目のうち、電子お薬手帳用ＱＲコードが記載された部分		
93			８枚目のうち、【来院までの経過】のうち、４行目１０文字～５行目、【本人談】の記載がある部分、【所見】６行目２７文字～７行目２８文字目	第１号及び第７号	

94	本件文書21	治療通院記録	病院名の記載がある部分	第７号	関係機関等情報
95	本件文書22	経過記録	内容が記載された部分のうち、場所の記載がある部分 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 1行目2～7文字目、3行目以降 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 1行目2～7文字目 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 2行目10～21文字目、15行目以降 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 1行目1～13文字目、18～21文字目、2行目1～4文字目、6行目以降 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 1行目2～9文字目、4行目2～4文字目 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 1行目2～9文字目	第７号	関係機関等情報
96			相手、相手等が記載された部分 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 1行目2～7文字目、2行目以降 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 6行目 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇②の記録 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 2～3行目、6行目1～6文字目、37文字～7行目16文字目、14行目33～39文字目、15行目31～36文字目、20行目14～20文字目 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 3行目14文字～34文字目 〇〇.〇〇.〇〇　〇〇:〇〇の記録 2～3行目	第７号	評価等情報

96	本件文書22	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 3～7行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 4行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 3行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 3行目	第７号	評価等情報
97			○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 3行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○①の記録 3行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○②の記録 2～6行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～4行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～16行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～5行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～19行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 6行目1～6文字目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降	第１号及び第７号	面接内容等情報

97	本件文書22	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 5行目27文字～8行目31文字目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目27文字～5行目16文字目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 6行目15文字以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 4行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 4行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 5～18行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 4～24行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～10行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 4～23行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～23行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 3～21行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～9行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～19行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 2～14行目	第１号及び第７号	面接内容等情報

97	本件文書22	経過記録	○○．○○．○○　○○：○○の記録 3～22行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 3～20行目 ○○．○○．○○の記録 3～13行目 ○○．○○．○○の記録 3～26行目	第１号及び第７号	面接内容等情報
98			○○．○○．○○　○○：○○②の記録 14～16行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 7行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 19行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 12行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 3行目以降 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 23行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 11行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 21行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 16行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 24行目 ○○．○○．○○　○○：○○の記録 22行目以降 ○○．○○．○○の記録 15行目 ○○．○○．○○の記録 28行目	第２号及び第７号	第三者個人情報

99	本件文書23	検査用紙・検査記録	全部	第７号	判断・調査等情報

注　「実施機関の不開示理由」欄の、「第１号」は法第７８条第１項第１号に該当することを、「第２号」は法第７８条第１項第２号に該当することを、「第７号」は同項第７号に該当することを、それぞれ意味する。